

フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧 (平成 25 年度 10 月～11 月分)

番号	質 問	回 答
1	<p>ホームページの定期的なチェックは、多忙な監査人にとって無理だと思います。メール送信をお願いいたします。プッシュメール式だと漏れがないです。</p> <p>また、参加申込書もホームページからの登録にしているかがか。</p>	<p>昨年実施した登録政治資金監査人アンケートにおいて、情報発信のあり方については概ね満足いただいているとの結果が出ているところですが、いただいたご意見を踏まえ、ホームページの見やすさの向上は随時行っております。</p> <p>ホームページ上、「新着情報」及び「登録政治資金監査人の皆様へのお知らせ」を中心にご確認ください。</p> <p>総務省ホームページからの登録については、セキュリティ上、取り扱うことが困難です。</p>
2	<p>新聞紙上で政党に対する寄附金で寄附金控除を使って自身の税金の支払額を減額するという話があったが、逆に政党へは仮に 1,000 万円貸し付けて、政党が代議士に 500 万円寄付をするという行為には何も問題がないのでしょうか。</p> <p>また、貸付金の返済についてはどうなるのでしょうか。</p>	<p>ご質問からは事実関係は明らかではありませんが、政治資金監査は、政治資金監査マニュアルに記載のあるとおり、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものであり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。</p>
3	<p>業務の受任方法について具体的にどうするのか。どういう流れで業務を受任するのか、実例等で説明してほしい。</p>	<p>政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体の合意に基づき契約するものです。</p> <p>(政治資金監査に関するテキスト P.43 4.8. 参照)</p>
4	<p>政治資金の収支会計ソフトを国会議員すべての会計責任者に有償配布され、一連の事務申請書類が作成できることの開発予定はいかがですか。</p>	<p>総務省モデルの会計ソフトは、総務省ホームページ「政治資金関係申請・届出」の「収支報告書を作成するエクセルソフト」から無料でダウンロードできます。</p> <p>なお、既存の会計帳簿・収支報告書作成ソフトとは別に、政治資金規正法に係る届出書類等を作成するソフトを開発する予定はないと承知しています。</p>

5	<p>収入・支出両方が監査の基本です。収入監査義務化を是非。</p>	<p>政治資金監査は、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることとで合意されたものです。</p> <p>政治資金監査の方法については、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関わることから、まずは、各党各会派で議論いただくべき問題であると考えます。</p>
6	<p>政治資金監査に関するQ&A、V-27、V-28「領収書等に付記」について、①原本に余白を利用して記載する。②原本の裏面を利用する。③原本を複写し、余白に記載したうえで必要分複写する等があると思われる。</p> <p>原本を発行者でないものが加工することはよいのか。</p>	<p>領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、国会議員関係政治団体に追記することは適当ではないため、例えば、まず原本を複写し、当該領収書等の写しの余白に内訳を付記したものを必要枚数複写しておくことなどが考えられます。</p>